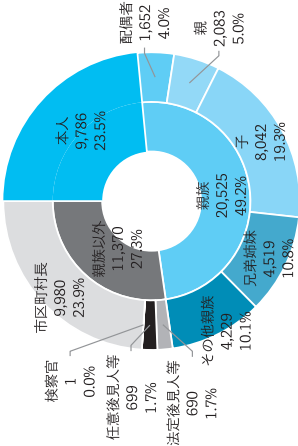
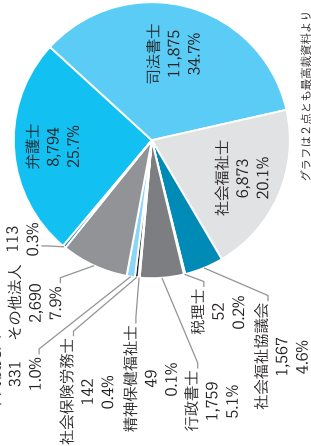


どうなる？「差別的」成年後見制度



グラフ2 親族以外の後見人の内訳 (24年)



グラフは2点とも最高裁資料より

国連からも勧告
本人の意思を無視し問題多発の実態

3年前の2022年10月、国連・障害者の権利に関する委員会が日本の成年後見制度を差別的と批判し、関連する法規定と廃止を勧告した。それを受けて日本政府は法務省法制審議会や成年後見等関係部会に改正作業を諮問した。同部会は2年間の議論を経て、今年6月、中間試案を発表、年内にも最終報告書をまとめる。政府は来年1月にも改正法案を国会に提出する見込みだが、国連が人権侵害の原因と批判し、廃止を勧告した。意思決定の代行は続けられる見通しだ。

？ジャーナリスト・長谷川学？

成年後見制度は認知症、高齢者や知的精神障害者の生活を豊かにし、人権や財産権を含む、を守る目的で2000年に介護保険制度と一緒に導入された。ところが実際の運用では、財産管理に重きが置かれ、本来の目的である認知症高齢者本人の生活を豊かにすることが軽視されるなど、さまざまな問題が指摘されている。たとえば制度発足当初に後見人の9割を占めていた親族や家族が、11年以降、後見人から排除されるようになり、後見人の8割を家裁の法曹専門員の職業後見人や弁護士、司法書士がほぼ独占している現状について、利用者とその家族から強い不満が出ている。

後見人が弱者を支配

今年7月22日、法務大臣の諮問機関で法制審議会、民法の成年後見審判部会、部会、会長「山野昌主早稲田大学教授」が開かれ、この制度の実態について家族団体の代表らが意見を述べた。そのうちの一人、後見制度と家族の会、の石井靖子代表は、次のように発言した。

「後見制度を使わせる側？弁護士などの職業後見人、家庭裁判所、施

来た家族、親族が、職業後見人がついた瞬間から家裁と後見人から部外者として扱われ、本人のこ

と？財産や健康状態等の情報？は家族に何も教えられるなくなります。本人が病院に入ると、病院は医療情報も後見人にだけ知らせ、家族には知らせません。職業後見人に強制的に本人が施設に入れられて本人が家族に会えず、また家族も本人がどこにいるか教えてもらえ

← 成年後見制度の見直しを協議する法制審議会の民法部会。＝ 6月10日、東京・霞が関？ 共同通信？



ないという実態を二存し せずに何を改善するので
でしょうか。現状を把握 しょうか？

法改正＜年内にも報告書

「妻の鎖にあざが出来ていた。理田は分からない。中略、包括支援センター職員に同意して妻を検査入院させたところ、市役所から、措置入院させたいと言われ

後の後会えない?。中略?。後見利用の申し立ては
 後見人が就いたが、市役 4 親等内の親族や自治体
 所から連絡なし?。中略?の首長などが行なえる。
 いつの間にか妻に弁護士 首長申し立て件数は制度
 後見人がつけられてい 発足時は申し立て全体の
 た。弁護士後見人と話し 0・5%で最下位だった
 ても?。暴力を認めないが、24年は24年に急増
 家に慣さない?。あんだに 申し立ての第1位。北海
 関係なし。あんだはだだ 道の、剣路家庭裁判所管内
 の夫だ?。と言われ何も教 では、実に申し立ての43
 えてもらえない?。中略?・6%が首長申し立て
 家族を崩壊させる後見制 だ。
 度はひとすきる。暴力な 制度のデメリットが一
 どまるっていない?。定程度知られるようにな

「? 独り暮らしの父親を? 世間が制度利用を勧? 東京都港区が連れ去? 速する中、16年に施行? り、娘が? 探した。埼玉? れた成年後見制度利用? 県の施設? で発見。? 法を受け、行政が主? 員制制度と家族の会? 導して市民に成年後見制? 制制度と家族の会? 導して市民に成年後見制? と迎えに行き、帰りに? 度を利用させている構図? ? 公証役場で父と娘が? が浮かび上がる。

意後見契約?筆者注・
 判断能力のあるうちに、
 本人が信頼できる人に
 が、認知症になったらあな
 たが後見人になってほし
 い?と依頼すること。こ
 れに依り、家裁判事が本
 人の意思と関係なく一方
 的に後見人をつけること
 を法定後見という?を結
 んだ?。ところが?港区は
 なお、上のグラフでは
 市町村長の次に多いのは
 本人からの申し立てとな
 が、これもからくりがあ
 る。自治体職員や自治体
 の出先機関の地域包括の
 職員が本人に代わって書
 類に必要事項を書き込み
 み、署名の女性を筆する
 ケースが含まれていると
 いうのだ。職員に誘導を

行政が？連れ去り？

法制廳後見部会に、後見制度と豪族の会が提出したか、後見制度とラブル事案の資料によると、同会には、職業後見人による本人の連れ去り、職業後見人による本人と豪族の面会妨害などが頻発しているという情報が多数寄せられている。寄せられた情報の一部について、その概要を紹介する。なお意味が通るようにならぬ内を加筆している。

？母の成年後見人が行政申立てをつきました。親族が申し立ての意思がある？ので行政申し立ては不要である？ことを確認したのに、行政は申し立てました。法律上、そのようなことが許されるので

しうか。家庭裁判所はなぜ、後見人を親族にしないのか、あかの他人がしたほうが、信用できるのでしょうか。被後見人と長年共に暮らした親族ではなく、職業後見人を選ぶこと自体がこの制度の間違ひです。それほどこの国は親族を信用していないといふことです。職業後見人がついてから、母が亡くなるまで、高額の報酬を得ながら、職業後見人は、母の爲には何一つ動きませんでしう。職業後見人は被後見人のためではなく、自分の利益のために後見人をしていただけです。被後見人は被害者です。国の方針に沿つて、自治体と弁護士会が推進している現在の後見人制度は間違ひしています？

れて署名しているとすれば、こうしたケースも首長申し立ての一種とも考えられるだろう。

④後見人に罰則？必要

現在の制度利用者約25万人のうち、認知症の人は6割の約15万人?残り4割は知的精神障害者?つまり、現在700万人いると推定される認知症の人のうち、成年後見制度を利用しているのはわずか2%にすぎないのである。

成年後見制度では、後見人は本人の代理人として、医療、介護など各種契約を怠りなく、お金の使い道も後見人が本人に代わって決める仕組みになっているが、国連は、こうした「意思決定を代行する制度」そのものが人権侵害を生み出す原因であると指摘し、意思決定を代行する仕組みの廃止を日本政府に勧告している。

だが法制審の中間試案やこれまでの審議会の議事録を読む限り、政府は、今後とも意思決定代行の仕組みを変えない模様で、①利用したら途中で止められず死ぬまで後見人に報酬を払い続けねばならない②後見人を選